# 公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF) 利益相反ポリシー

#### (目的)

第1条 公益法人であるスポーツ競技団体の信頼性を確保するためには、営利法人である企業や 関連する団体との関わりについて適正(いわゆる利益相反問題)に対応する必要がある。

### (利益相反の定義)

第2条 利益相反は、「狭義の利益相反」と「責務相反」とに分けられる。「狭義の利益相反」とは、外部からの重大な経済的利益等により、公益法人として必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれたのではないかと第三者から懸念される状態をいう。「責務相反」とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本来の職務における判断が損なわれる、又は怠った状況であると第三者から懸念される状態をいう。

## (基本原則)

第3条 第4条に定める対象者は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下、「連盟」という。)が社会からの信頼を損なわないよう十分に配慮し事業活動を行う。また、公共の利益と 連盟の利益が同等の重きをもって相反する場合には、公共の利益を損なわないようにする。

#### (利益相反の対象者)

第4条 本規程の適用対象者(以下、「対象者」という。)は、以下の者とする。

- (1) 連盟の理事
- (2) 連盟の理事から決裁権限を委譲された者(以下、「受託者」という。)
- (3) 連盟の職員、委員及び業務受託者であり、連盟の取引に関与することができる者
- (以下、「関与者」という。)

## (利益相反への対応)

第5条 連盟は、対象者の利益相反を防止するとともに、利益相反と思慮される行為が発生した場合の対応のため、本ポリシーの制定を行う。

### (承認の申請)

第6条 対象者は、やむを得ず利益相反取引を行う場合は、利益相反取引管理規程第4条に基づき、申請を行う。

## (情報開示)

第7条 理事会は、利益相反取引管理規程等への取り組み状況を開示する。また、本利益相反ポリシー及び利益相反取引管理規程等を対象者へ周知させるとともに、運用状況を定期的に開示する。

## (啓発・見直し)

第8条 対象者向けに、利益相反の問題意識を高める専門家による研修等を実施する。さらに、利益相反窓口を設置し、いつでも相談できる体制をつくる。また、国内外の経済や社会の情勢の変化、利益相反問題の事例や状況等に応じて、本利益相反ポリシーの見直しを適宜実施していく。

制定日 2022(令和 4)年 6 月 1 日